


2019年10月15日

各位


 アプラスフィナンシャル

 【コード番号 8589 東証一部】  
 代表取締役社長 清水 哲朗

## 令和元年台風第 15 号ならびに 19 号により被害を受けられたお客さまに対する 災害復旧支援（「リフォームローン ゆとり R35」の金利優遇）の実施について

この度の令和元年台風第 15 号ならびに 19 号により被害にあわれた皆さまに、謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

新生銀行グループで当社連結子会社の株式会社アプラス（東京本部：東京都千代田区、代表取締役社長清水哲朗、以下「アプラス」）は、この度の台風により住宅の損壊等の被害を受けられた皆さまに対して、一日も早い生活再建と、被災地の復旧・復興のお役に立つために、本年 7 月より取り扱いを開始した「リフォームローン ゆとり R35」の金利を優遇する支援融資制度を下記の通り実施いたします。

### 記

#### 1. 趣旨

(1) アプラスでは、令和元年台風第 15 号ならびに 19 号により被害にあわれた皆さまが、被災住宅復旧のためのリフォーム工事資金に充当することができる「リフォームローン ゆとり R35」を、特別優遇金利にてご提供いたします。

(2) 「リフォームローン ゆとり R35」は、無担保で上限 1,000 万円までのお借入れが可能で、最長融資期間 35 年、完済時年齢 90 歳、工事を実施するリフォーム事業者の制限がないという特色があり、お客さまは、毎月の返済額を抑えることができます。さらに今回の特別優遇金利により、毎月の負担を抑えた住宅の復旧が可能となります。

(3) 被災地の早急な復旧・復興にお役に立つために、罹災証明書の提出は不要といたします。また、火災保険等の保険金が入金になるまでの「つなぎ融資」としてご利用いただくことも可能です。

#### 2. 災害復旧優遇金利による支援融資制度の概要

商 品 名	リフォームローン ゆとり R35
適 用 要 件	令和元年台風第 15 号ならびに 19 号により被害を受けた地域の住宅リフォーム工事
お 借 入 金 利 ( 変 更 金 利 )	長期プライムレート金利（基準金利）+0.9%（優遇金利幅適用後） 【事務手数料を含む実質年率 15.00%以下】 ※最大優遇金利幅である 0.6%を通常金利より優遇いたします。 ※尚、本優遇金利を適用する場合は、その他の優遇金利の適用はございません。 ※融資実行日の基準金利 ①4月1日の長期プライムレートを当年7月から12月までの融資実行日に適用 ②10月1日の長期プライムレートを翌年1月から6月までの融資実行日に適用 ※基準金利はみずほ銀行における長期プライムレートとします。
対 象 期 間	2019年10月15日から2020年3月31日迄にお申し込みいただいた案件が対象となります。 ※2020年9月30日迄の融資実行分が対象となります。
事 務 手 数 料	融資金額 500 万円以下の場合、30,000 円 + 税 融資金額 500 万円超の場合、100,000 円 + 税

ご融資金額	50万円以上 1,000万円以内 (1万円単位)
返済期間・返済回数	1年(12回)以上、35年(420回)以内 (1年単位)
申請方法	お申込み時又は融資実行依頼時に「リフォームローン ゆとり R35 災害復旧優遇金利適用申請書」をご記入のうえ申請してください。 <a href="https://www.aplus.co.jp/loan/house/yutoriR35/pdf/disaster_recovery.pdf">https://www.aplus.co.jp/loan/house/yutoriR35/pdf/disaster_recovery.pdf</a> ※詳細は下記「リフォームローンに関するお問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

■リフォームローンに関するお問い合わせ窓口

お問い合わせ先	株式会社アプラス ハウジング事業部
電話番号	03-6739-5674
受付時間	9:15~17:30 (土日祝休)

以上

プレスリリースに関するお問い合わせ先

株式会社アプラスフィナンシャル 総合管理部 (企業戦略) 谷 Tel.03-6630-3933